

令和7年度第4回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和7年7月8日（火）
午後1時30分～午後2時35分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 21人
会 長 23番 長谷 幹夫
会長代理 22番 金田 修一 24番 金木 洋子
委 員 1番 牧野 和吉 2番 各川 豊章
3番 茂 清志 4番 加藤 輝夫
5番 国谷 晃 6番 中村 敏
8番 木下 幸雄 9番 北森 康雄
10番 坂井 義彦 11番 森川 重光
12番 北山 久雄 14番 杉林 清則
15番 熊南 昭浩 16番 山崎 修
17番 西田 清範 18番 林 作三
20番 大橋 芳信 21番 山崎 巖
4. 欠席委員 1名 7番 大道 勝則
5. 議題 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第12号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について
報告事項第14号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第16号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
報告事項第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の取消しについて

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、7番 大道委員より欠席届があり、出席委員数は21名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員総数22名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

議事の進行については、長谷会長にお願いします。

会長 それでは、ただ今より令和7年度第4回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会長 それでは、議事に入ります。
本日は、議案3件、報告事項4件でございます。
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。16番 山崎 委員、17番 西田 委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 議事に入る前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。
ご準備はよろしいでしょうか。

会長 それでは、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案第11号議案 位置図も併せてご覧ください。

議案書は1ページから2ページまでです。

今回の申請件数は、4件で、申請面積は7,075㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請地が自宅から通える場所にあるため譲り受けるものです。申請農

地では、ナスを栽培する予定です。

2番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請地が自宅に近く耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、コシヒカリを栽培予定です。

3番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。申請地が自宅に近く耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では水稻を栽培する予定です。

4番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請地が自宅に近く耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では野菜を栽培する予定です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第12号 農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 はじめに、先日送付いたしました議案書に修正がございます。議案書6ページの5条申請1番について、譲受人が2社でございますが、持分が記載されておらず、それぞれ持分が2分の1ずつとなります。また、議案書8ページの5条申請3番と議案書10ページの5条申請6番について、権利の種類が「使用貸借権」から「賃貸借権設定」へ修正となります。ご確認をお願いいたします。

さて、6月総会でご審議いただきました案件については、全件許可となりましたのでご報告いたします。

それでは、議案第12号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は4ページから11ページになります。

今回、4条申請が0件、5条申請が6件、合計面積は30,568.00㎡です。位置図も併せてご確認ください。

また、農振除外案件は議案書の備考欄に記載しており、今回は5条申請1番の1件でございます。

議案書の5ページから6ページをご覧ください。

5条申請1番は、富山地域蜷川地区において、分譲宅地を整備する計画でございます。申請人の〇〇及び●●は主に不動産の売買並びに仲介を行っております。当地区は、富山市中心部から約6kmの市街化調整区域に位置し、北側に大規模住宅団地と南側に北陸自動車道に挟まれた区域で、付近には富山地方鉄道上滝線布市駅や文教施設が整備されている地区でございます。このことから、今後の無秩序な個別開発により、不良な街区形成の防止、また良好な居住環境の形成を図るため、令和7年3月に都市計画法上の地区計画を市が決定しております。そのため、農地法では都市計画法に規定する地区計画が定められている区域については、例外として更地での分譲が可能となります。転用の概要といたしましては、近隣には鉄道の駅や教育施設、医療機関やスーパー、ドラッグストア等、教育環境や生活環境が整った利便性のある土地であり、多くの需要が見込まれることから申請地を選定されたものです。平均区画面積は約210㎡で全49区画を計画されております。申請地のうち、半径500メートルの範囲内に教育機関や医療機関があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されている申請地については、「第3種農地」、「原則許可案件」となり、鉄道の駅から半径500m以内の申請地については「第2種農地」、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。また、この案件につきましては、転用面積が3,000㎡を超える案件でございますので、富山県農業会議への諮問案件となります。

議案書の8ページをご覧ください。

5条申請2番は、富山地域太田地区において、農業用施設及び作業場を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、富山地域太田地区においてブルーベリーのポット栽培を行うにあたり、周辺の土地を取得しており、農業用施設及び作業場スペースを確保するため、申請地にある既存のプレハブ施設を作業用倉庫として整備するため今回申請されたものでございます。申請地は一部宅地化されており、申請書には始末書の添付がございました。申請地の農地区分は「農用地区域内農地」、許可基準は「農業用施設」を適用しております。

5条申請3番は、富山地域針原地区において、農作業場敷地を整備

する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、富山地域針原地区において営農を行っておりますが、以前より使用していた農作業場の返還に伴い、農作業場スペースが不足することから、新たに農作業場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地の農地区分は「農用地区域内農地」、許可基準は「農業用施設」を適用しております。

5条申請4番は、大沢野地域大沢野北部地区において、境内地敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請地は約80年ほど前から境内地敷地の一部として使用されていることから、これを是正するため申請され、申請書には始末書の添付がございます。申請地は都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

5条申請5番は、婦中地域速星地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請人の△△は主に印刷包材の製造・販売などを行っております。転用の概要といたしましては、年々業績が伸び、従業員数も増加する中、駐車場が不足していることから、今回、申請地において従業員駐車場拡張のため申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール未満の農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実施されていることから農地区分は「第1種農地」、許可基準は「既存地拡張」を適用しております。

議案書の10ページをご覧ください。

5条申請6番は、婦中地域宮川地区において、砂利採取業者による陸砂利採取の一時転用の計画でございます。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断できることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。期間は許可日から2年間となっております。また、この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

- ▲ ▲ 委員 今ほど議案書の修正の説明がありましたましたが、私から事前に指摘した事項については訂正がありませんでした。事前に言っているわけですので、議案書を差替するなどの対応が必要ではないかと思えます。
- また、3条許可については、農地法に農業委員会の許可を受けなければならない旨、4条許可については農業委員会の意見が必要となる旨の記載がありますが、5条許可については農業委員会が関与できる根拠を見つけることができませんでした。
- 次回の総会までに関与できる根拠をご教授いただきたいです。
- 会 長 次回の総会まで、ということですね。
- そのほかにご意見・ご質問等ございますか。
- 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (異議なしとの発言あり)
- 会 長 異議なしとのことでありますので、議案第12号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、「許可相当」と意見を付して、市長へ送付することといたします。
- 会 長 続きまして、議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 最初に、6月総会で審議していただいた案件につきましては、6月27日付で全て公告・決定済みであることを報告いたします。
- 議案第13号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。
- 議案書のページは、12ページから18ページです。
- 議案書12ページをご覧ください。
- 今回の申請件数は56件あり、設定面積は、288,374㎡です。
- 農用地利用集積等促進計画の案件につきましては、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしています。
- 以上でございます。
- 会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました農用地利用集積等促進計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思えます。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、「意見なし」として農

地中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地利用集積等促進計画については、全件、「意見なし」として農地中間管理機構に回答いたします。

会 長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。

第14号 農地法第3条の3の規定による受理について

第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第16号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による受理の取り消しについて

を一括して説明をお願いします。

事 務 局 報告事項第14号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、19ページから52ページです。

今回の受理件数は33件で、全て相続により所有権を取得したものです。

報告事項第15号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、53ページから60ページです。

解約件数は26件で、解約面積は102,994㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

続きまして、報告事項第16号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は61ページから66ページをご覧ください。

今回の受理件数は、4条が6件、5条が11件、合計面積は12,792.91㎡です。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

なお、事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、64ページの5条の2番、65ページの9番の2件でございます。

続きまして、報告事項第17号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の取り消しについて、ご報告いたします。

議案書は、67ページをご覧ください。

案件は1件であり、本件につきましては、令和7年5月27日付けで今回の報告事項第16号、議案書64ページの農地法第5条の1番にて届出されておりますが、権利の種類に変更があったため、受理の取消し願いが提出されましたので、これを認めるものでございます。概要につきましては摘要欄をご覧ください。
以上でございます。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　特に何もありませんので、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 　次に3. 協議・報告事項等について事務局から説明をお願いします。はじめに、「農業委員募集における応募結果」について、報告をお願いします。

（事務局説明）

会 長 　ただ今、説明のありました「農業委員募集における応募結果」について、ご質問等があれば承りたいと思います。

特にご意見・ご質問等がないようですので、次に進みます。

会 長 　次に、「農業委員会委員の募集」について、説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長 　ただ今、説明のありました「農業委員会委員の募集」について、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 　特に何もありませんので、事務局は対応をお願いします。
続いて、「令和7年度農業委員視察研修」について、説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長 　ただ今、説明のありました「農業委員視察研修」について、ご質問等があれば承りたいと思います。

□ □ 委 員 研修日の集合の仕方はどのようになりますか？

事 務 局 集合場所は原則市役所ですが、とやま農業未来カレッジの方が近い方は現地集合も可能とする予定です。詳細については、後日ご案内させていただきます。

■ ■ 委 員 研修後に8月月次総会を行うとのことですが、研修の終了時刻が12時10分とありますが、総会の開始時刻は何時でしょうか？

事 務 局 研修後に昼食をとる予定としております。その後移動して総会を行いますので、開始は14時～14時30分を予定しております。また遅くとも16時前には総会を終了とさせていただきたいと考えております。詳細については後日に案内させていただきます。

会 長 ほかにご意見・ご質問等ございますか。

特にご意見・ご質問等がないようですので、「令和7年度農業委員視察研修」については、次回の月次総会にあわせ、8月5日（火）に実施しますので、皆様の参加をお願いします。

会 長 次に、「農業委員会活動研修等」について、事務局より説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長 ただ今、説明がありました「農業委員会活動研修等」について、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特にご意見・ご質問等がないようですので、「農業委員会活動研修等」につきましては、以上とします。

なお、他に研修事項の要望がありましたら、事務局へお願いします。

次に、4. 事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長 ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 それでは、これにて令和7年度第4回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。